

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証をお持ちの方 治療2月目から助成が受けられます

✓ **すべてにあてはまる方が助成対象です**

☐ **B型・C型ウイルスが原因**による肝がんや重度肝硬変の入院治療または肝がんの通院治療を受けている ※1

☐ 年収約**370万円**以下

☐ 保健福祉事務所で**参加者証を交付されている**
(参加者証は1年に1度更新が必要です)

☐ **高額療養費の基準額を超える**月が過去24月で2月以上ある



助成対象月を含む過去24か月以内

！！注意！！

- ・ 会計の際、指定医療機関や薬局の窓口**毎回**医療記録票への記載をお願いしてください
- ・ 高額療養費は医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合もあるので、くわしくは医療保険者にご確認ください

※1 通院治療は分子標的薬を用いた化学療法、肝動注化学療法、粒子線治療が対象です

※2 対象の疾患や治療の一部負担金が高額療養費を超えた場合カウントします



医療費の助成方法

入院の場合

参加者証を指定医療機関窓口で提示すると、自己負担額が1万円になります

※同一の月に1つの指定医療機関における1回の入院で高額療養費算定基準額を超えると窓口負担1万円です
※参加者証を指定医療機関の窓口で提示できない場合は、一部負担金を支払い、後日、保健福祉事務所に償還請求をしてください

通院の場合

後日保健福祉事務所に償還払い請求をすることで、自己負担額が1万円になります

高額療養費算定基準額と自己負担額1万円との差額を口座振込により助成

償還請求のながれ



保健福祉事務所への持参書類

- | |
|---|
| ☐ 医療費償還払い請求書 |
| ☐ 参加者証写し |
| ☐ 医療記録票写し |
| ☐ 償還請求の対象月に受診した全ての医療機関、薬局が発行した領収書、診療明細書及び調剤明細書 |
| ☐ 振込先の口座番号等が確認できる資料（通帳やキャッシュカード） |
| ☐ 肝炎治療月額管理票写し（肝炎治療受給者証をお持ちの方のみ） |

書類の提出はこちらへ

佐賀中部
保健福祉事務所

0952-30-1905

鳥栖
保健福祉事務所

0942-83-3579

唐津
保健福祉事務所

0955-73-4186

伊万里
保健福祉事務所

0955-23-5186

杵藤
保健福祉事務所

0954-22-2104